

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) 第48.10 項又は第48.11 項の塗布し、染み込ませ又は被覆した紙 <u>及び板紙</u> (例えば、雲母粉、黒鉛、ビチューメン又はアスファルトを塗付した紙 <u>及び板紙</u>) (c) ~ (n) (省略) 2 (省略)	第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) 第48.10 項又は第48.11 項の塗布し、染み込ませ又は被覆した紙 (例えば、雲母粉、黒鉛、ビチューメン又はアスファルトを塗付した紙) (c) ~ (n) (省略) 2 (省略)					
68.12	石綿繊維 (加工したものに限る。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品 (例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11 項又は第68.13 項の物品を除く。) (削除) (削除) (削除) (削除) (省略)		68.12 <u>6812.10</u> 000 <u>6812.20</u> 000 <u>6812.30</u> 000 <u>6812.40</u> 000 K G	石綿繊維 (加工したものに限る。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品 (例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11 項又は第68.13 項の物品を除く。) - 石綿繊維 (加工したものに限る。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物 - 糸 - ひも (組んであるかないかを問わない。) - 織物及び編物 (省略)		6812.10号, 20号, 30号, 40号を削除 KG KG KG KG KG KG
6812.90	000	- その他のもの	6812.90 000	- その他のもの		KG

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
70.10 7010.90	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品 (省略) <u>- その他のもの</u> (削除) (削除) (削除) (削除)	K G	70.10 7010.91 7010.92 7010.93 7010.94	000 000 000 000 000	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品 (省略) <u>- その他のもの</u> <u>- - 内容積が1リットルを超えるもの</u> <u>- - 内容積が0.33リットルを超え1リットル以下のもの</u> <u>- - 内容積が0.15リットルを超え0.33リットル以下のもの</u> <u>- - 内容積が0.15リットル以下のもの</u>		K G K G K G K G	7010.91号, 92号, , 93号, 94号を削除	

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
71.12	貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの		71.12	貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの		
7112.30	- 貴金属又はその化合物を含む灰 - - 金のもの - - 白金のもの - - その他のもの - その他のもの	K G K G K G K G	7112.10 000 7112.20 000 7112.90 000	- 金のくず (金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有する加工くずを除く。) - 白金のくず (白金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有する加工くずを除く。) - その他のもの		7112.10号, 20号, , 90号を30号, 91号, 92号, 99号に分割
010						K G
020						K G
090						K G
7112.91	- - 金のくず (金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。)	K G	7112.90 000	- その他のもの		K G
000						K G
7112.92	- - 白金のくず (白金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。)	K G				
000						
7112.99	- - その他のもの	K G				
000						

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
73.02	レール、ガードレール、ラックレール及びトング レール、 ^{てつ} 轍差、 ^{てつ} 転轍棒その他の分岐器の構成部分 (鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。)並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの(鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。) (省略) (削除) (省略)			73.02	レール、ガードレール、ラックレール及びトング レール、 ^{てつ} 轍差、 ^{てつ} 転轍棒その他の分岐器の構成部分 (鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。)並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの(鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。) (省略) <u>-まくら木</u> (省略)					
7302.90	000	- その他のもの	K G	7302.20	000	- その他のもの	K G	7302.20 号を削除		

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
74.11 <u>7411.29</u>	銅製の管 (省略) - - その他のもの (削除) (削除)	K G	74.11 <u>7411.29</u>	銅製の管 (省略) - - その他のもの - - - 銅・すず合金(青銅)のもの - - - その他のもの	K G K G	7411.29-010,090 を-000に統合

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
74.15	銅製のくぎ、びよう、画びよう、またくぎ(第83.05項のものを除く。)その他これらに類する製品(銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。)及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金(ばね座金を含む。)その他これらに類する製品 (省略) - その他のもの(ねじを切つたものに限る。) (削除) (削除) <u>- - ねじ、ボルト及びナット</u> (省略)	K G	74.15 <u>7415.31</u> <u>000</u> <u>7415.32</u> <u>000</u>	銅製のくぎ、びよう、画びよう、またくぎ(第83.05項のものを除く。)その他これらに類する製品(銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。)及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金(ばね座金を含む。)その他これらに類する製品 (省略) - その他のもの(ねじを切つたものに限る。) <u>- - 木ねじ</u> <u>- - その他のねじ、ボルト及びナット</u> (新設) (省略)	K G K G	7415.31号,32号 を33号に統合
7415.33	000					

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
81.01	タングステン及びその製品(くずを含む。) (省略)		81.01	タングステン及びその製品(くずを含む。) (省略)		
8101.94 000	- その他のもの - - タングステンの塊(単に焼結して得た棒を含む。)	K G	8101.91 000	- その他のもの - - タングステンの塊(単に焼結して得た棒を含む。)及びくず	K G	8101.91号を94号, ,97号に分割
8101.95 000	- - 棒(単に焼結して得た棒を除く。)、形材、 板、シート、ストリップ及びはく	K G	8101.92 000	- - 棒(単に焼結して得た棒を除く。)、形材、 板、シート、ストリップ及びはく	K G	
8101.96 000	- - 線	K G	8101.93 000	- - 線	K G	
8101.97 000	- - くず (省略)	K G		(省略)		
81.02	モリブデン及びその製品(くずを含む。) (省略)		81.02	モリブデン及びその製品(くずを含む。) (省略)		
8102.94 000	- その他のもの - - モリブデンの塊(単に焼結して得た棒を含む。)	K G	8102.91 000	- その他のもの - - モリブデンの塊(単に焼結して得た棒を含む。)及びくず	K G	8102.91号を94号, ,97号に分割
8102.95 000	- - 棒(単に焼結して得た棒を除く。)、形材、 板、シート、ストリップ及びはく	K G	8102.92 000	- - 棒(単に焼結して得た棒を除く。)、形材、 板、シート、ストリップ及びはく	K G	
8102.96 000	- - 線	K G	8102.93 000	- - 線	K G	
8102.97 000	- - くず (省略)	K G		(省略)		

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
81.03	タンタル及びその製品(くずを含む。)		81.03	タンタル及びその製品(くずを含む。)		
<u>8103.20</u> 000	<u>- タンタルの塊(単に焼結して得た棒を含む。)</u> <u>及び粉</u>	K G	<u>8103.10</u>	<u>- タンタルの塊(単に焼結して得た棒を含む。)</u> <u>、くず及び粉</u>		8103.10号を20号 ,30号に分割
<u>8103.30</u> 000	<u>- くず</u> (省略)	K G	100	<u>- - 塊及び粉</u>		K G
			200	<u>- - くず</u> (省略)		K G
81.05	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品(くずを含む。)		81.05	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品(くずを含む。)		
<u>8105.20</u> 000	<u>- コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊及び粉</u>	K G	<u>8105.10</u> 000	<u>- コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊、くず及び粉</u>		8105.10号を20号 ,30号に分割
<u>8105.30</u> 000	<u>- くず</u> (省略)	K G		 (省略)		K G
81.07	カドミウム及びその製品(くずを含む。)		81.07	カドミウム及びその製品(くずを含む。)		
<u>8107.20</u> 000	<u>- カドミウムの塊及び粉</u>	K G	<u>8107.10</u> 000	<u>- カドミウムの塊、くず及び粉</u>		8107.10号を20号 ,30号に分割
<u>8107.30</u> 000	<u>- くず</u> (省略)	K G		 (省略)		

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
81.08	チタン及びその製品(くずを含む。)		81.08	チタン及びその製品(くずを含む。)		
<u>8108.20</u>	<u>- チタンの塊及び粉</u>		<u>8108.10</u>	<u>- チタンの塊、くず及び粉</u>		
<u>010</u>	<u>- - チタン・ニオブ合金</u>	K G	<u>010</u>	<u>- - チタン・ニオブ合金</u>	K G	8108.10号を20号
<u>090</u>	<u>- - その他のもの</u>	K G	<u>090</u>	<u>- - その他のもの</u>	K G	30号に分割
<u>8108.30</u>	<u>- くず</u>					
<u>010</u>	<u>- - チタン・ニオブ合金</u>	K G				
<u>090</u>	<u>- - その他のもの</u>	K G				
	(省略)			(省略)		
81.09	ジルコニウム及びその製品(くずを含む。)		81.09	ジルコニウム及びその製品(くずを含む。)		
<u>8109.20</u>	<u>000</u>	<u>- ジルコニウムの塊及び粉</u>	<u>8109.10</u>	<u>- ジルコニウムの塊、くず及び粉</u>	K G	8109.10号を20号
<u>8109.30</u>	<u>000</u>	<u>- くず</u>	K G			,30号に分割
	(省略)			(省略)		
<u>81.10</u>	<u>アンチモン及びその製品(くずを含む。)</u>		<u>81.10</u>	<u>アンチモン及びその製品(くずを含む。)</u>		
<u>8110.10</u>	<u>000</u>	<u>- アンチモンの塊及び粉</u>	<u>8110.00</u>	<u>- アンチモンの塊、くず、粉及びフレーク</u>	K G	8110.00号を10号
<u>8110.20</u>	<u>000</u>	<u>- くず</u>	K G			,20号,90号に分
<u>8110.90</u>	<u>000</u>	<u>- その他のもの</u>	K G	<u>- その他のもの</u>	K G	割

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
81.12	<u>ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム(くずを含む。)並びにこれららの製品(くずを含む。)</u> - ベリリウム - - 塊及び粉 - - くず - - その他のもの - クロム - - 塊及び粉 - - くず - - その他のもの 8112.30 100 200 8112.40 000		81.12	<u>ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム(くずを含む。)並びにこれららの製品(くずを含む。)</u> - ベリリウム - - 塊、くず及び粉 (新設) - - その他のもの - クロム - - 塊、くず及び粉 (新設) - - その他のもの - ゲルマニウム - - くず - - その他のもの - - バナジウム		
8112.12 000		K G	8112.11 000		K G	8112.11 号を12号 , 13号に分割
8112.13 000		K G	8112.19 000		K G	8112.20 号を21号 , 22号, 29号に分割
8112.19 000		K G	8112.20 100		K G	
8112.21 000		K G	100		K G	
8112.22 000		K G	200		K G	
8112.29 000		K G	8112.30 100		K G	
8112.30 100		K G	200		K G	
8112.40 000		K G	8112.40 000		K G	
	(次葉へ)			(次葉へ)		

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
	(前葉より)			(前葉より)		
8112.51	<u>000</u> - タリウム - - 塊及び粉	K G		(新設) (新設) (新設) (新設)		
8112.52	<u>000</u> - - くず	K G				
8112.59	<u>000</u> - - その他のもの - その他のもの	K G		- その他のもの		
8112.92	<u>010</u> - - 塊、くず及び粉 - - - インジウムのもの 050 - - - その他のもの	K G K G	8112.91 010 050	- - 塊、くず及び粉 - - - インジウムのもの - - - その他のもの - - - - ガリウム、ハフニウム、ニオブ及びレニウム - - - その他のもの	K G	8112.91号を51号, ,52号,92号に分割
8112.99	<u>010</u> - - その他のもの - - - ニオブ・チタン合金のもの 090 - - - その他のもの	K G K G	8112.99 010 090	- - その他のもの - - - ニオブ・チタン合金のもの - - - その他のもの	K G K G	8112.99号を59号, ,99号に分割

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この部には、次の物品を含まない。 (a) ~ (d) (省略) (e) 伝動用又はコンベヤ用の紡織用纖維製ベルト及びベルチング (第59.10項参照) 及び技術的用途に供する紡織用纖維製のその他の製品 (第59.11項参照) (f) ~ (p) (省略) (q) <u>タイプライターリボン又はこれに類するリボン (スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものと、第96.12項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。)</u> 2 ~ 5 (省略)	第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この部には、次の物品を含まない。 (a) ~ (d) (省略) (e) 伝動用又はコンベヤ用の紡織用纖維製ベルト (第59.10項参照) 及び技術的用途に供する紡織用纖維のその他の製品 (第59.11項参照) (f) ~ (p) (省略) (q) (新設) 2 ~ 5 (省略)	英仏本文の表記の整合性のため タイプライターリボンの明確化				
第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (d) (省略) (e) <u>第85.09項の家庭用電気機器及び第85.25項のディジタルカメラ</u> (f) (省略) 2 ~ 8 (省略)	第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (d) (省略) (e) <u>第85.08項の手持電動工具及び第85.09項の家庭用電気機器</u> (f) (省略) 2 ~ 8 (省略)	第16部の見直しに係る分類の移行 (第85類 第84類) 及びディジタルカメラの分類明確化				

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
84.01	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器 （省略） <u>- 核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）</u> （削除） （削除） （省略）	K G	84.01 8401.30	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器 （省略） <u>- 核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）</u> <u>- 炭酸ガス冷却型原子炉用のもの</u> <u>- - その他のもの</u> （省略）	K G K G	8401.30-010,090 を-000に統合

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)					旧規 (2001年)					備考		
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名		単位			
84.08		ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン) -船舶推進用エンジン (削除) (削除) (削除) (削除) (省略)	NO	KG	84.08		ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン) -船舶推進用エンジン -船内外機関 -その他のもの - -出力が300馬力以下のもの - -出力が300馬力を超えるもの (省略)	NO	KG	8408.10-010,091, 099を-000に統合		
8408.10	000				010							
					091							
					099							

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
84.15	エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。)		84.15	エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。)		
8415.10	- 窓又は壁に取り付けるもの(一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。)		8415.10	- 窓又は壁に取り付けるもの(一体構造のものに限る。)		スプリットシステム型エアコンディショナーの分類
010	- - 定格冷房消費電力が3キロワット以下のもの	NO	010	- - 定格冷房消費電力が3キロワット以下のもの	NO	
090	- - その他のもの (省略)	NO	090	- - その他のもの (省略)	NO	
8415.81	- その他のもの - 冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブ(可逆式ヒートポンプ)を自蔵するもの		8415.81	- その他のもの - 冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブを自蔵するもの		可逆式ヒートポンプ自蔵型のエアコンディショナーの分類明確化
019	- - - 定格冷房消費電力が3キロワット以下のもの	NO	019	- - - 定格冷房消費電力が3キロワット以下のもの	NO	
090	- - - その他のもの	NO	090	- - - その他のもの	NO	
8415.82	- - その他のもの(冷却ユニットを自蔵するものに限る。)		8415.82	- - その他のもの(冷却ユニットを自蔵するものに限る。)		
019	- - - 定格冷房消費電力が3キロワット以下のもの	NO	019	- - - 定格冷房消費電力が3キロワット以下のもの	NO	
021	- - - その他のもの - - - パッケージ型のもの(コンプレッサー式のものに限る。)	NO	021	- - - その他のもの - - - パッケージ型のもの(コンプレッサー式のものに限る。)	NO	
029	- - - - その他のもの (省略)	NO	029	- - - - その他のもの (省略)	NO	

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
84.19	加熱、調理、ぱい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。） （省略）			84.19	加熱、調理、ぱい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。） （省略）			産業用マイクロ波オープンの分類明確化		
84.30	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壤用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 （省略） - その他の機械（自走式のものを除く。） （省略） （削除） - - その他のもの			84.30	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壤用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 （省略） - その他の機械（自走式のものを除く。） （省略） - - スクレーパー - - その他のもの			8430.62号を削除		
8430.69	000	NO	KG	8430.62 8430.69	000 000		NO KG			

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
84.43	印刷機（第84.42項の活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）及びインクジェット方式の印刷機（第84.71項の物品を除く。）並びに印刷用補助機械 （省略）		84.43	印刷機（インクジェット方式の印刷機を含むものとし、第84.71項の物品を除く。）及び印刷用補助機械 （省略）		第84.43項の印刷機とその他の印刷機械の区別の明確化

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
84.61	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） （削除） （省略）			84.61	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） - 平削り盤 （省略）			8461.10 号の削除		
8461.90 000	- その他のもの	NO	KG	8461.10 000	- その他のもの		NO	KG		

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
84.67	手持工具 (ニューマチックツール、液圧式のもの 又は原動機 (電気式であるかないかを問わない。)を自蔵するものに限る。) - ニューマチックツール (省略)			84.67	手持工具 (ニューマチックツール、液圧式のもの 又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。) - ニューマチックツール (省略)			第16部の見直しに 係る分類の移行 (第85類 第84類)		
8467.19	000	- - その他のもの <u>- 電気式の原動機を自蔵するもの</u>	NO KG	8467.19	000	- - その他のもの (新設)	NO KG			
<u>8467.21</u>	<u>000</u>	<u>- - ドリル</u>	<u>NO KG</u>			<u>(新設)</u>				
<u>8467.22</u>	<u>000</u>	<u>- - のこぎり</u>	<u>NO KG</u>			<u>(新設)</u>				
<u>8467.29</u>	<u>010</u>	<u>- - - グラインダー</u>	<u>NO KG</u>			<u>(新設)</u>				
	<u>090</u>	<u>- - - その他のもの</u> (省略)	<u>NO KG</u>			<u>(新設)</u> (省略)				
8467.91	000	- 部分品 - - チェーンソーのもの (省略)	K G	8467.91	000	- 部分品 - - チェーンソーのもの (省略)	K G			
8467.99	000	- - その他のもの	K G	8467.99	000	- - その他のもの	K G			

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考	
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
84.71	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。） （省略） - 入力装置及び出力装置（同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。） （省略） - - 印刷装置 - - その他のもの - 記憶装置 （省略） （削除） （省略） - - その他のもの （省略）		84.71	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。） （省略） - 入力装置及び出力装置（同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。） （省略） - - その他のもの - 記憶装置 （省略） - - フレキシブルディスク装置 （省略） - - その他のもの （省略）			
8471.60			8471.60				
091		NO					
099		NO	090				
8471.70		NO	8471.70				
090		NO	020				
			090				

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
84.83	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クラシク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、ブーリー（ブーリープロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。） （省略） <u>- 単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケット</u> その他の伝動装置の構成部品及び部分品 （省略）		84.83	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クラシク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、ブーリー（ブーリープロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。） （省略） <u>- 部分品</u> （省略）		英仏本文の表記の整合性のため
8483.90			8483.90			

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考	
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
84.84	ガスケットその他これに類するジョイント(他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。)、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール (省略) <u>- その他のもの</u> (削除) (削除)		84.84	ガスケットその他これに類するジョイント(他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。)、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール (省略) <u>- その他のもの</u> <u>- - 自動車用のもの</u> <u>- - その他のもの</u>			8484.90-010,090 を-000に統合
8484.90	000	K G	8484.90	010 090	K G K G		

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			
注 1～2 (省略) 3 第85.09項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。 (a) 真空式掃除機(ドライアンドウェット式のものを含む。)、床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機(重量を問わない。) (b) (省略) ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード(フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第84.14項参照)、遠心式衣類脱水機(第84.21項参照)、皿洗機(第84.22項参照)、家庭用洗濯機(第84.50項参照)、ロール機その他のアイロン掛け用機械(第84.20項及び第84.51項参照)、ミシン(第84.52項参照)、電気ばさみ(第84.67項参照)並びに電熱機器(第85.16項参照)を除く。		注 1～2 (省略) 3 第85.09項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。 (a) 真空式掃除機、床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機(重量を問わない。) (b) (省略) ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード(フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第84.14項参照)、遠心式衣類脱水機(第84.21項参照)、皿洗機(第84.22項参照)、家庭用洗濯機(第84.50項参照)、ロール機その他のアイロン掛け用機械(第84.20項及び第84.51項参照)、ミシン(第84.52項参照)、電気ばさみ(第85.08項参照)並びに電熱機器(第85.16項参照)を除く。		ドライアンドウェット式真空式掃除機の分類明確化		
4～5 (省略) 6 第85.23項又は第85.24項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するときは、当該各項に属する。 この注は、当該媒体がこれらの物品を使用する機器以外の物品とともに提示されるときは、適用しない。			4～5 (省略) 6 第85.23項又は第85.24項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するかしないかを問わず、当該各項に属する。		第16部の見直しに係る分類の移行(第85類 第84類)	記録用媒体の分類明確化
7 (省略)			7 (省略)			
(次葉へ)			(次葉へ)			

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)					旧規 (2001年)					備考
統計品目番号		品名		単位	統計品目番号		品名		単位	
(前葉より)										
号注					号注					
1		(省略)			1		(省略)			
2		<u>第8542.10号において「スマートカード」とは、チップ状の集積回路(マイクロプロセッサー)を1個埋め込んだもの(磁気ストライプを有するか有しないかを問わない。)をいう。</u>					(新設)			スマートカードの分類明確化
85.06		一次電池 (省略)			85.06		一次電池 (省略)			
8506.80	000	- その他の一次電池 (省略)		NO	8506.80	000	- その他のもの (省略)		NO	本文の標準化、調整、訂正のための変更
		(削除)			85.08		手持電動工具(電動装置を自藏するものに限る。)		KG	第16部の見直しに係る分類の移行(第85類 第84類)
					8508.10	000	- ドリル	NO	KG	
					8508.20	000	- のこぎり	NO	KG	
					8508.80	010	- その他の工具	NO	KG	
					8508.90	090	- - グラインダー	NO	KG	
						000	- - その他のもの	NO	KG	
							- 部分品	KG		

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
85.09	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）			85.09	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）					
8509.10	- 真空式掃除機（ドライアンドウェット式のものを含む。）			8509.10	- 真空式掃除機			ドライアンドウェット式真空式掃除機の分類明確化		
010	- - 電池内蔵式のもの	NO	K G	010	- - 電池内蔵式のもの	NO	K G			
090	- - その他のもの	NO	K G	090	- - その他のもの	NO	K G			
	(省略)				(省略)					
85.14	<u>工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）</u>			85.14	<u>工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導式又は誘電式のものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の加熱機器（電磁誘導式又は誘電式のものに限る。）</u>			工業用マイクロ波オープンの分類明確化		
8514.10	<u>- 抵抗加熱炉</u>	NO	K G	8514.10	<u>- 抵抗加熱炉</u>	NO	K G			
8514.20	<u>- 電磁誘導又は誘電損失により機能する炉</u>	NO	K G	8514.20	<u>- 電磁誘導式又は誘電式の炉</u>	NO	K G			
8514.30	<u>- その他の炉</u>	NO	K G	8514.30	<u>- その他の炉</u>	NO	K G			
8514.40	<u>- その他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）</u>	NO	K G	8514.40	<u>- その他の加熱機器（電磁誘導式又は誘電式のものに限る。）</u>	NO	K G			
8514.90	<u>- 部分品</u>	NO	K G	8514.90	<u>- 部分品</u>	NO	K G			

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
85.18	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器(エンクロージャーに取り付けてあるかを問わない。)、ヘッドホン及びイヤホン(マイクロホンを取り付けてあるかを問わない。)、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置			85.18	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器(エンクロージャーに取り付けてあるかを問わない。)、マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン、イヤホン、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置			ハンドフリー無線電話の分類明確化		
8518.30 000	(省略) - ヘッドホン及びイヤホン(マイクロホンを取り付けてあるかを問わない。)並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの	NO	K G	8518.30 000	(省略) - マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン及びイヤホン		NO	K G		
8518.50 000	(省略) - 電気式音響増幅装置 (省略)	NO	K G	8518.50 000	(省略) - 電気式音響増幅装置 (省略)		NO	K G		
85.25	無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、 <u>スチルビデオカメラ</u> その他のビデオカメラレコーダー及びディジタルカメラ			85.25	無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ <u>及びスチルビデオカメラ</u> その他のビデオカメラレコーダー			ディジタルカメラの分類明確化		
8525.40 000	(省略) - スチルビデオカメラ <u>その他のビデオカメラレコーダー</u> 及びディジタルカメラ	NO		8525.40 000	(省略) - スチルビデオカメラ <u>その他のビデオカメラレコーダー</u>		NO			

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考	
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
85.42	集積回路及び超小形組立		85.42	集積回路及び超小形組立			
8542.10	- 集積回路を自蔵するカード (スマートカード) - モリシック集積回路 - ディジタル式のもの - - モス型のもの - - - 実装してないもの - - - - 記憶素子 011 012 019 021 022 023 031 032 033 039	000	NO	8542.12 000 8542.13 011 012 019 021 022 023 031 032 033 090	- モリシックディジタル集積回路 - - 集積回路を自蔵するカード (スマートカード) - - モス型のもの - - - 実装してないもの - - - - 記憶素子 - - - - マイクロコンピュータ (MPU、MC U及びMPR) - - - - その他のもの - - - - その他のもの - - - - 記憶素子 - - - - DRAM (ダイナミックランダムア クセスメモリー) - - - - SRAM (スタティックランダムア クセスメモリー) - - - - ROM (読み出し専用メモリー) - - - - マイクロコンピュータ - - - - MPU (マイクロプロセッサ) - - - - MCU (マイクロコントローラ) - - - - MPR (マイクロペリフェラル) - - - - その他のもの	NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO	スマートカードの 分類明確化 8542.13号、14号 , 19号を21号に統 合
(次葉へ)			(次葉へ)				

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
	(前葉より) - - - バイポーラ型のもの - - - 実装しないもの - - - その他のもの - - - その他のもの (バイポーラ及びモスの技術を組み合わせて製造したものを含む。) - - - 実装しないもの - - - その他のもの - - その他のもの - - 実装しないもの - - その他のもの	NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO KG	8542.14 8542.19 8542.30 8542.40 8542.50 8542.90	010 090 010 090 010 090 000 000 000	(前葉より) - - バイポーラ型のもの - - - 実装しないもの - - - その他のもの - - その他のもの (バイポーラ及びモスの技術を組み合わせて製造したものを含む。) - - - 実装しないもの - - - その他のもの - その他のモノリシック集積回路 - - 実装しないもの - - その他のもの - ハイブリッド集積回路 - 超小形組立 - 部分品	NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO NO KG
8542.29						
8542.60	000 - ハイブリッド集積回路					
8542.70	000 - 超小形組立					
8542.90	000 - 部分品					

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
88.05	航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品 (省略) <u>- 航空用地上訓練装置及びその部分品</u> <u>- - 空中戦用シミュレーター及びその部分品</u> <u>- - その他のもの</u>	K G	88.05 8805.20 K G	航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品 (省略) <u>- 航空用地上訓練装置及びその部分品</u> (新設) (新設)		K G 8805.20号を21号, 29号に分割

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
89.06	その他の船舶(軍艦及び救命艇を含むものとし、 櫓櫂船を除く。)		89.06	その他の船舶(軍艦及び救命艇を含むものとし、 櫓櫂船を除く。)		
8906.10	- 軍艦	NO DT	8906.00	- 総トン数が100トン未満のもの	NO KG	8906.00 号を10号 , 90号に分割
8906.90	- その他のもの	NO KG		- その他のもの	NO DT	
	- - 総トン数が100トン未満のもの	NO GT	100	- - 軍艦	NO GT	
	- - その他のもの		210	- - その他のもの		
			290			

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (g) (省略) (h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト (第85.12 項参照)、第85.13 項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機(第85.19 項及び第85.20 項参照)、サウンドヘッド(第85.22 項参照)、スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びディジタルカメラ(第85.25 項参照)、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器(第85.26 項参照)、 <u>第85.37 項の数値制御用の機器</u> 、第85.39 項のシールドビームランプ並びに第85.44 項の光ファイバーケーブル (ij) ~ (m) (省略) 2 ~ 5 (省略) 6 第90.21 項において「整形外科用機器」とは、身体の変形の予防若しくは矯正に使用する機器又は疾病、施術若しくは負傷に伴い器官を支持するために使用する機器をいう。 <u>整形外科用機器には、寸法を採つて作られる又は大量生産されるといういづれかの条件で、対ではなく単独で提示され、整形外科的矯正のために、左右の足のいずれかにかかわらず装着できるように設計された履物及び中敷きを含む</u> — (次葉へ)	第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (g) (省略) (h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト (第85.12 項参照)、第85.13 項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機(第85.19 項及び第85.20 項参照)、サウンドヘッド(第85.22 項参照)、スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー(第85.25 項参照)、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器(第85.26 項参照)、第85.39 項のシールドビームランプ並びに第85.44 項の光ファイバーケーブル (ij) ~ (m) (省略) 2 ~ 5 (省略) (新設) (次葉へ)	デジタルカメラ及び自動調整用機器の分類明確化				
						整形外科用機器の分類明確化のため、注6を新設 現行の注6は注7に移動

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
(前葉より)						
<p>7 第90.32 項には、次の物品のみを含む。</p> <p>(a) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度の自動調整機器（実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴つて变化する電気現象により作動するかしないかを問わない。）</p> <p>(b) 非電気的量の自動調整機器（実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴つて变化する電気現象により作動するものに限る。）及び電気的量の自動調整機器</p>						自動調整用機器の分類明確化及び、注6が新設されたことによる改番。
(前葉より)						
<p>6 第90.32 項には、次の物品のみを含む。</p> <p>(a) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度の自動調整機器（自動調整すべき要素に伴つて变化する電気現象により作動するものであるかないかを問わない。）</p> <p>(b) 非電気的量の自動調整機器（調整すべき要素に伴つて变化する電気現象により作動するものに限る。）及び電気的量の自動調整機器</p>						

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
90.09	感光式複写機(光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。)及び感熱式複写機 (省略) - 部品及び附属品 - - オートマチックドキュメントフィーダー ^{9009.90} - - ペーパーフィーダー ⁰⁰⁰ - - ソーター ^{9009.92} - - その他のもの ^{9009.93} - - その他のもの ^{9009.99}	K G	90.09 9009.90 000	感光式複写機(光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。)及び感熱式複写機 (省略) - 部品及び附属品 (新設) (新設) (新設) (新設)	K G	9009.90号を91号, 92号,93号,99 号に分割

二〇〇二年 輸入統計品目表改正

新規 (2 0 0 2 年)				旧規 (2 0 0 1 年)				備考	
統計品目番号		品名	単位	統計品目番号		品名	単位		
90.21		整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帶を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具		90.21		整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帶を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具			
9021.10	000	- 整形外科用機器及び骨折治療具 （省略） - その他の人造の人体の部分	K G	9021.11	000	- 人造関節その他の整形外科用機器及び骨折治療具	K G		
				9021.19	000	- - 人造関節 - - その他のもの	K G		
9021.31	000	- - 人造関節 - - その他のもの	K G	9021.30	000	（省略） - その他の人造の人体の部分	K G		
9021.39	000		K G						

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)					旧規 (2001年)					備考	
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名		単位		
			NO	KG			NO	KG	NO	KG	
91.08		ウォッチムーブメント(完成品に限る。) (省略)			91.08		ウォッチムーブメント(完成品に限る。) (省略)				
<u>9108.90</u>	<u>000</u>	<u>- その他のもの</u> (削除)	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>9108.91</u>	<u>000</u>	<u>- その他のもの</u> <u>- - 幅、長さ又は直径が33.8ミリメートル以下のもの</u> <u>- - その他のもの</u>		<u>NO</u>	<u>KG</u>	9108.91号,99号 を90号に統合
91.12		時計(携帯用時計を除く。)のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品 (削除)			91.12		時計(携帯用時計を除く。)のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品 <u>- 金属製のケース</u> (新設)		<u>NO</u>	<u>KG</u>	9112.10号,80号 を20号に統合
<u>9112.20</u>	<u>000</u>	<u>- ケース</u> (削除) (省略)	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>9112.10</u>	<u>000</u>	<u>- その他のケース</u> (省略)		<u>NO</u>	<u>KG</u>	

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考	
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
93.01	<u>軍用の武器(けん銃及び第93.07項の武器を除く。)</u> - 火砲(例えは、大砲、曲射砲及び迫撃砲) - - 自走式のもの - - その他のもの - 口ケット発射装置、火炎放射機、てき弾発射機 - 魚雷発射管その他これらに類する発射装置 - その他のもの		93.01 9301.00 000	<u>軍用の武器(けん銃及び第93.07項の武器を除く。)</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)		NO KG NO KG NO KG NO KG NO KG	9301.00号を11号, 19号,20号,90 号に分割
9301.11 000							
9301.19 000							
9301.20 000							
9301.90 000							
93.05	第93.01項から第93.04項までの物品の部分品及び附属品 (省略) - その他のもの		93.05 9305.90 010	第93.01項から第93.04項までの物品の部分品及び附属品 (省略) - その他のもの - - 軍用の武器のもの - - その他のもの - - - 革製又はコンポジションレザー製のもの - - - その他のもの		K G K G K G K G	9305.90号を91号, 99号に分割
9305.91 000							
9305.99 010							
	090		021 029				

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (t) (省略) (u) ラケット用ガット、テントその他のキャンプ用品 <u>並びに手袋、ミトン及びミット</u> (構成する材料により該当する項に属する。) 2~3 (省略) 4 第95.03項には、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるもの(例えば、ペット用がん具)を含まない(それぞれ該当する項に属する。)	第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (t) (省略) (u) ラケット用ガット、テントその他のキャンプ用品 <u>及び手袋</u> (構成する材 料により該当する項に属する。) 2~3 (省略) (新設)		「手袋」という用語の範囲の明確化 分類明確化			

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
95.04	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） （省略）			95.04	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） （省略）					
9504.30	- その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券（紙幣）、ディスクその他これらに類するものを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。） （省略）	NO	K G	9504.30	- その他のゲーム用のもの（硬貨又はディスクを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。） （省略）	NO	K G	通貨には硬貨と紙幣があることを明確化		
9504.90	- その他のもの - - チェスその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品 - - ボーリングボール - - その他のもの	NO	K G	9504.90	- その他のもの - - チェ斯その他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品 - - ボーリングボール - - その他のもの	NO	K G			
010				010						
020		NO	K G	020						
090		NO	K G	090						
95.08	回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備			95.08	回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備			9508.00 号を10号、90 号に分割		
9508.10	- 巡回サーカス又は巡回動物園のもの	K G		9508.00						
9508.90	- その他のもの	K G		000						

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
96.13	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。） （省略） （削除） - その他のライター （省略）			96.13		たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。） （省略） <u>-卓上用ライター</u> - その他のライター （省略）				
9613.80	000	NO	9613.30 9613.80	000 000				NO NO	9613.30号を80号に統合	

2002年 輸入統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位				
第97類 美術品、収集品及びこつとう									
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) <u>第49.07 項の使用してない郵便切手、収入印紙、切手付き書簡類その他これらに類する物品</u> (b) ~ (c) (省略) 2 ~ 5 (省略)						分類明確化			
97.04 9704.00	000	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（ <u>使用してあるかないかを問わないものとし、第49.07 項のものを除く。</u> ）		K G	97.04 9704.00	000	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（ <u>使用したもの並びに使用していないもののうち本邦において通用及び発行のいずれもしないものに限る。</u> ）	K G	分類明確化